

1 法人税率の推移について

○法人税率（基本税率）

年度	基本税率	中小法人の軽減税率	
		本則 (年 800 万円以下)	特例 (※) (年 800 万円以下)
昭和 59 年度～	43.3%	31%	—
昭和 62 年度～	42%	30%	—
平成元年度～	40%	29%	—
平成 2 年度～	37.5%	28%	—
平成 10 年度～	34.5%	25%	—
平成 11 年度～	30%	22%	—
平成 21 年度～	↓	↓	18%
平成 24 年度～	25.5%	19%	15%
平成 27 年度～	23.9%	↓	↓
平成 28 年度～	23.4%	↓	↓
平成 30 年度～	23.2%	↓	↓

(※) 中小法人の軽減税率については、「本則」で定められている税率に加えて租税特別措置により、「特例」として定められる率まで軽減されている。時限的な「特例」とされているが、中小企業を下支えする観点から、直近では、令和3年度税制改正により、令和5年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されている。

2 地方法人税の配分について

○法人事業税交付金の推移

(単位:千円)

令和 2 年度決算	令和 3 年度補正後予算	令和 4 年度当初予算
2, 5 0 9, 2 3 1	4, 8 9 4, 0 0 0	4, 4 9 9, 0 0 0

※ 税制改正に伴い令和2年度に新設